

個人情報保護法とJAの対応について

1 はじめに

世界的に個人情報保護の動きが進むなかで,わが国でも2003年5月に個人情報保護法が制定され,05年4月からは個人情報取扱事業者に関する諸規定が全面的に施行される。同法は高度情報化が進む現代社会において,個人情報の流出や不適正な取扱いによる個人の権利,利益の侵害を未然に防ぎ,個人情報取扱いの一般ルールを確立することを目的としている。

同法では5千件を超える個人情報を持つ 事業者が個人情報取扱事業者とされ,JA をはじめ多くの企業が適用対象になるとみ られる。本稿では同法の概要,JAにおけ る対応について触れてみたい。

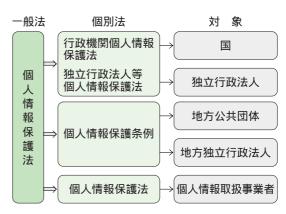
2 個人情報保護法の概要

個人情報保護法は個人情報保護の基本法の部分(1~3章)と民間事業者向けの規定(4~6章)に分かれており,国,独立行政法人,地方公共団体等にはそれぞれ個別法,条例で定められている(第1図)。

個人情報とは「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの」(2条1項)とされ、死者や法人、個人の識別ができない統計情報などは含まれていない。しかし法人についても、企業の取引、財務、信用に関する情報等は、個人情報同様に情報管理が必要といえよう。

個人情報取扱事業者(以下「取扱事業者」) は「個人情報データベース等を事業の用に 供している者」(2条3項)で,個人情報デ

第1図 個人情報保護法制の全体像



資料 渡部喬一『個人情報保護法のしくみと実務対策』日本実業出版社

ータベース等にはコンピュータ処理情報の ほか,紙上の情報でも顧客名簿のように一 定の方式によって整理され,容易に検索で きるものも含まれる。

取扱事業者の義務は第2図のとおりで, 違反した場合には罰則が設けられている。

取扱事業者は,本人対し利用目的を明確に示し,その目的の範囲内で個人データを利用し,目的外利用,第三者へ提供する場合には原則事前の同意が必要となる。また,個人データは利用目的に必要な範囲内で正確かつ最新の内容を保つように努めなければならない。

取扱事業者は,個人データの漏洩,滅失 を防ぐために必要かつ適切な安全管理措置 を講じ,従業員,データ委託先に対しても 必要かつ適切な監督を行う必要がある。

取扱事業者は,本人から個人データの開示,内容の訂正,利用停止等を求められた場合は原則これに応じるとともに,苦情等

第2図 個人情報取扱事業者の義務

) 利用目的による制限等

- 1 利用目的の特定(法15条)
- 2 利用目的による制限(法16条)

) 適正な取得・正確性の確保・安全管理措置等

- 3 適正な取得(法17条)
- 4 取得に際しての利用目的の通知等(法18条)
- 5 データ内容の正確性の確保(法19条)
- 6 安全管理措置(法20条)
- 7 従業者の監督(法21条)
- 8 委託先の監督(法22条)

第三者提供の制限

9 第三者提供の制限(法23条)

ツ 本人の関与

- 10 保有個人データに関する事項の公表等(法24条)
- 11 開示(法25条)
- 12 訂正など(法26条)
- 13 利用停止など(法27条)
- 14 理由の説明(法28条)
- 15 開示等の求めに応じる手続き(法29条)
- 16 手数料(法30条)

対告情の処理

17 苦情の適切かつ迅速な処理(法31条)

資料 第1図と同じ

の申し出があった場合には適切かつ迅速に 処理し,そのための受付窓口等の体制整備 に努めなければならない。

個人情報保護法は個人情報保護の最小限度の規定を定めるもので,具体的な運用については各省庁がその所管する事業分野ごとにガイドラインを定め,それに従うことになっている。これまで経済産業省,厚生労働省等がガイドラインを制定しており,金融庁,農林水産省等は今後逐次制定の見込みである。

3 JAの対応

JAが保有する組合員,利用者の個人情報は,組合員名簿をはじめ信用,共済,販売,購買,営農指導等と事業ごとに様々に分散しており,これらをすべて洗い出し,法律が求めている安全管理体制を構築して

いくためには,相当の準備作業が必要と思われる。また,既に顧客情報管理システム等を構築し事業推進等に活用している先進的なJAにおいても,個人データが集中されるほど流出等の事故が起きた場合のリスクが高くなるため,安全管理体制の強化が必要となる。

安全管理体制を構築するための第一歩は、JAにどういう種類の個人情報がどれだけ存在し、どのような形で保管され利用されているか、またこれらの情報が流出した場合どんな影響があるかを調査・分析することで、これをリスク・アセスメントという。さらにリスク・アセスメントで明らかになったJAの実情に合わせて、安全管理体制構築のための対応(個人情報コンプライアンス・プログラム(CP))の策定、実行が求められる。

CPの策定には,今後制定される金融庁, 農林水産省など各省庁のガイドラインの内 容を十分に踏まえる必要があり, JAもそ れに合わせて準備を進めていくことになる う。

4 おわりに

近年,大手企業を中心に個人情報漏洩事件が相次いで報道されている。これは企業にとって個人情報は戦略的で重要な資源であるとともに,情報化・IT化が進むことで企業が個人情報を持つこと自体が大きなリスクをともなうことを意味している。企業にとって個人情報の漏洩は経済的損失だけにとどまらず,これまで築いてきた社会的信用を失う危険を含んでいる。

組合員組織であるJAにとっても,一般企業以上に個人情報の安全管理の取組みが重要と言えよう。

(主席研究員 本田敏裕・ほんだとしひろ)